

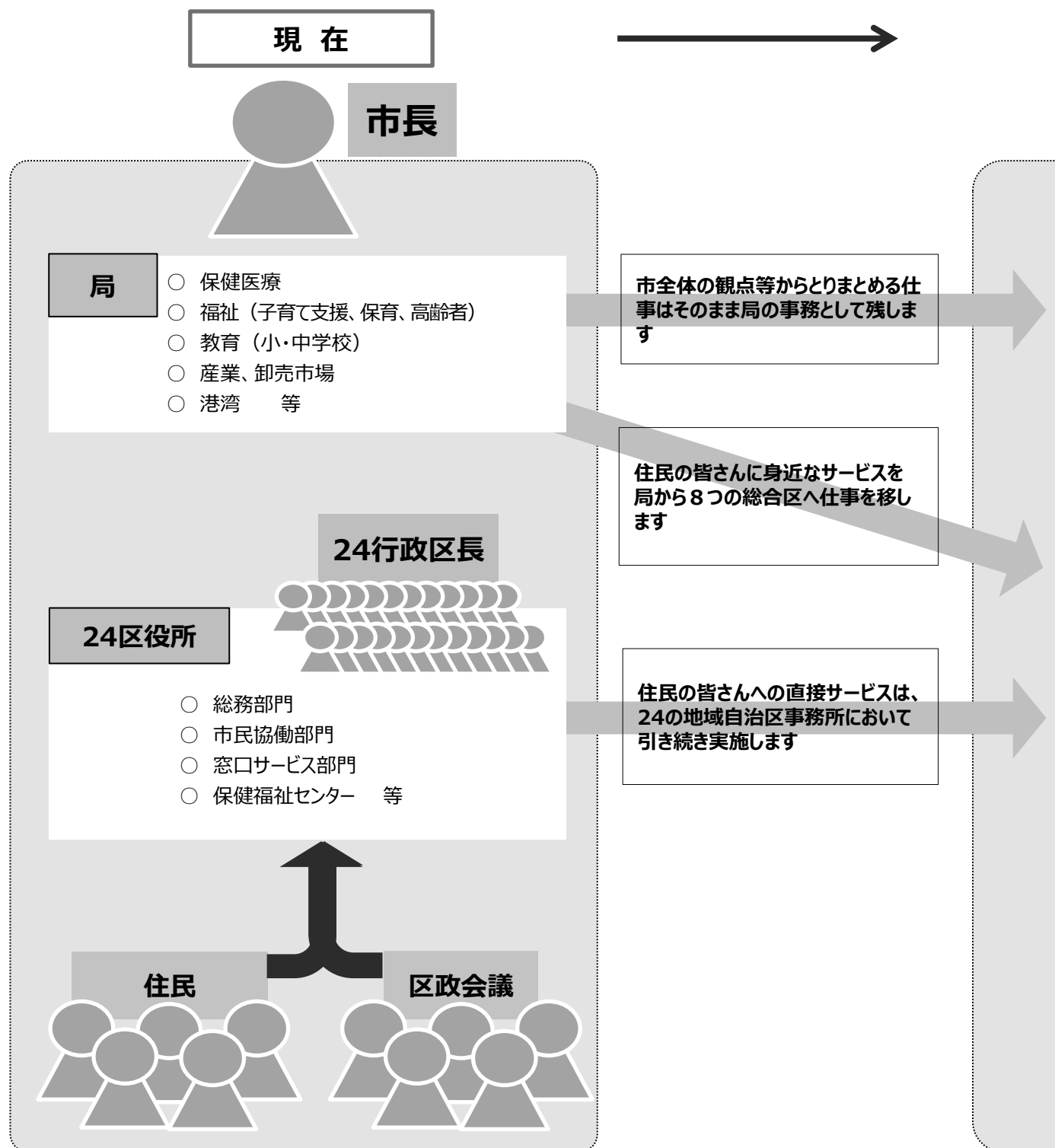


## ＜新たな大都市制度＞

# 総合区素案に関する住民説明会 資 料

- 本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政としてとりまとめた「総合区素案」をもとに、説明会資料として作成しました。
- この資料で説明している「総合区素案」については、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて、追加・修正がされます。
- 最終的には、総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両案をとりまとめていきます。

副 首 都 推 進 局



○ 総合区長は、住民の皆さんのご意見を踏まえ、

## 総合区設置後

市長

- 住民の皆さんに身近な仕事を総合区長に移管し、市長は予算編成、条例提案等の仕事について、市全体の視点から行います

局

- 成長戦略・広域的なまちづくり
- 全市的な政策立案 等

総合区長

### 8 総合区役所

- 総合区域内の政策・企画
- 保育所の運営、設置認可
- 放置自転車対策
- 道路・公園の維持管理  
(幹線道路・大規模公園除く)
- スポーツセンター・プール等の運営 等

### 24 地域自治区事務所

- 住民票写し等の交付
- 戸籍、印鑑登録
- 国民健康保険、国民年金
- 地域協議会の運営事務 等

### 地域の実情に応じた施策の実現

- 住民の多様なニーズを把握  
(総合区政会議、地域協議会等)
- 住民ニーズを施策へ反映させる  
ための体制整備  
(組織マネジメント)
- 住民の意見をくみ取った施策を  
実行するため、市長へ意見具申  
(予算意見具申権)

住民

総合区政会議/地域協議会

地域の実情に応じた行政サービスを提供します

## も く じ

|             |   |
|-------------|---|
| 総合区設置後のイメージ | 1 |
|-------------|---|

### 総合区素案の内容

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 副首都・大阪の確立に向けた取組み          | 4  |
| 2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革       | 5  |
| 3 大阪市における総合区制度              | 6  |
| 4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称     | 7  |
| 5 局と総合区・地域自治区の主な事務（仕事）      | 9  |
| 6 期待される効果                   | 11 |
| 7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会        | 16 |
| 8 総合区の組織体制                  | 17 |
| 9 総合区の予算の仕組み                | 19 |
| 10 総合区の財産管理                 | 21 |
| 11 総合区設置に伴うコスト              | 21 |
| 12 総合区設置の日                  | 22 |
| 参考資料（大阪市と政令指定都市の区人口・面積等の比較） | 22 |
| 各総合区の概要（第一区～第八区）            | 23 |

コスト、組織、予算等の数値は今後の精査により変動する可能性があります。  
総合区役所の位置・名称については、今後議会での議論を踏まえ取りまとめる予定です。

# 1 副首都・大阪の確立に向けた取組み

## 《大都市・大阪が抱える課題》

- ◇ 東京一極集中が一貫して進む中で、大阪は長期にわたって低落傾向が続いています。また、人口減少・超高齢社会は3大都市圏の中でもいち早く到来する見込みです。
- ◇ 大阪府と大阪市で一本化した成長戦略の推進などにより、経済面は明るい兆しが見えるものの、今も、一極集中に歯止めをかけるには至っていません。
- ◇ 中央集権型システムから分権型の仕組みへ転換する必要がありますが、地方分権改革は道半ばとなっています。

### 長期の低落傾向

- 経済活動の全国シェア低下
- 法人税収の落ち込み
- 一人当たり府民所得の低下

### 人口減少・超高齢社会

- 首都圏への人口流出、総人口の減少
- 生産年齢人口減少などの人口構成の変化
- 大阪市も近い将来人口減少に転ずるおそれ

### 道半ばの地方分権改革

- 道州制の検討は停滞
- 国からの権限・機関の移管も進まず
- 大都市では住民自治の拡充等が課題

## 《日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル》

- ◇ 東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強<sup>きょうじんか</sup>靱化・地方分権の観点から、わが国には東西二極の一極となる副首都の実現が必要です。
- ◇ 東京に次ぐ都市機能が集積する大阪は、世界の都市間競争を戦いうる競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取組みを通じて、日本の成長をけん引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

## 東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立へ

- ◆ ポテンシャルを発揮し、首都・東京とともに、他の大都市に先行するトップランナーへ
- ◆ 東京を頂点とするピラミッド型の国土構造・社会構造・価値観からの転換を先導し、「東西二極の一極」として、日本の未来を支え、けん引する成長エンジンの役割を果たします

そのためには、都市機能の充実とそれを支える制度が必要

## 2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革

### 大阪における大都市制度改革

「広域機能の強化」や「基礎自治機能の充実」の取組みを制度面から推進するため、  
副首都にふさわしい大都市制度を検討

現行法制度で実現可能な『総合区』と『特別区』について制度案を作成

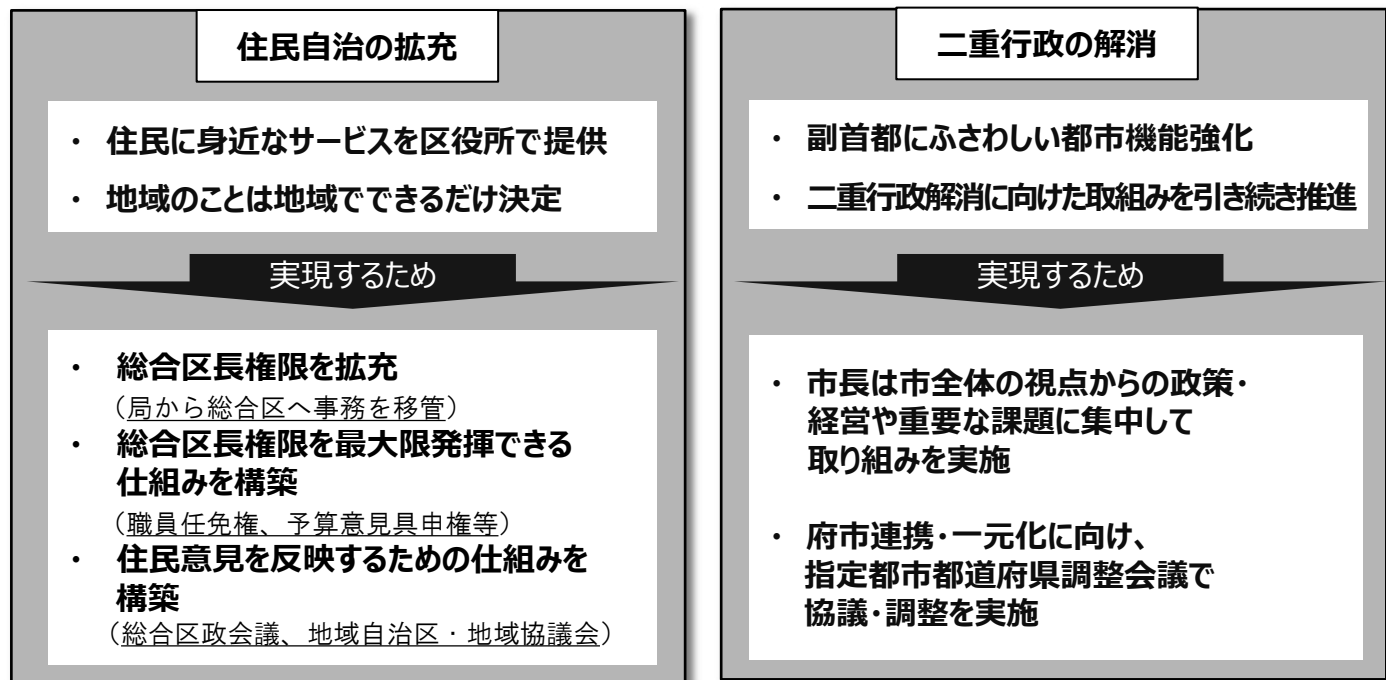
|        | 現在の制度（行政区）                                                                                                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎自治機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の選挙で選ばれた市長や市会のもと、市行政を展開</li> <li>・ 市長が任命した一般職の区長が、市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを補助執行</li> <li>・ 予算編成や条例提案など市全体に関することは、市長がマネジメント</li> </ul> |
| 広域機能   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事と市長が「副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）」において協議・調整し、方針を決定（協議が調わない場合、総務大臣の勧告あり）</li> </ul>                                                        |

|        | 指定都市制度（総合区制度）                                                                                                                                                                                                                              | 特別区制度                                                                                                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎自治機能 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合区制度は、政令指定都市大阪市が存続する都市内分権の仕組み</li> <li>・ 住民の選挙で選ばれた市長や市会のもと、市行政を展開</li> <li>・ その中で、区長の権限（事務権限、予算意見具申権等）を拡充し、議会の同意を得た総合区長が、住民に身近な行政を行う</li> <li>・ 予算編成や条例提案など市全体に関することは、引き続き、市長がマネジメント</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市を廃止し、新たな基礎自治体である特別区を設置することで、住民の選挙で選ばれた区長や区議会のもと、住民に身近な行政を展開</li> <li>・ 区長は、予算編成や条例提案などを通じて、区政をマネジメント</li> </ul> |
| 広域機能   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事と市長が「副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）」において協議・調整し、方針を決定（協議が調わない場合、総務大臣の勧告あり）</li> </ul>                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府に一元化し、知事が方針を決定</li> </ul>                                                                                       |

### 3 大阪市における総合区制度

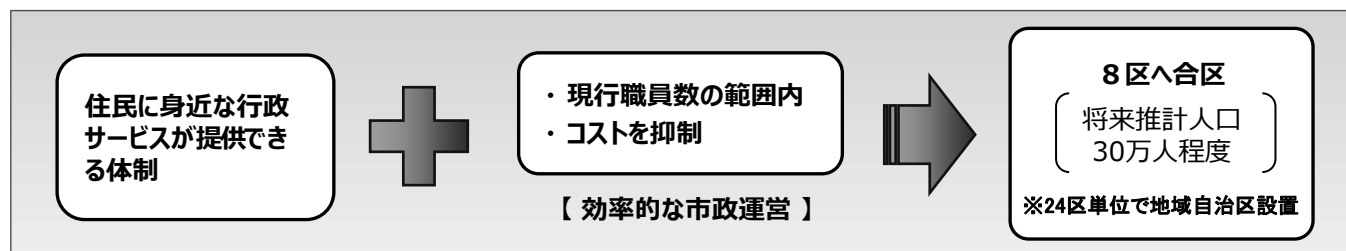
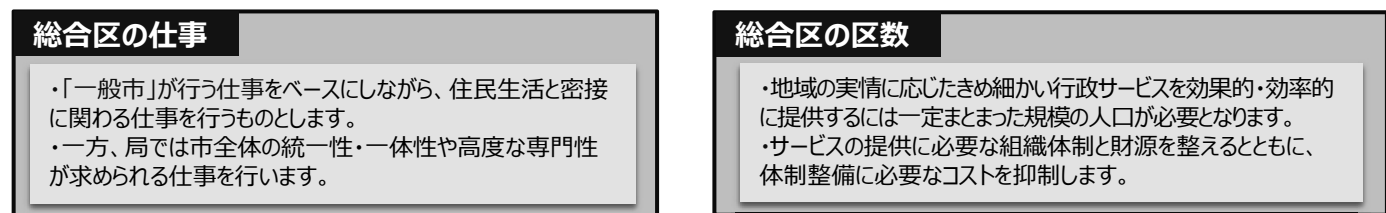
#### ■ 総合区設置により大阪市が目指すもの

◇ 大阪市では、「副首都・大阪」の実現に向け、総合区設置により目指すものとして、「住民自治の拡充」と「二重行政の解消」を掲げています。



#### ■ 総合区の「仕事」と「区数」 ※ 大阪市と政令指定都市の区人口・面積等の比較(22頁表) 参照

中之島本庁舎などの局と、総合区の役割分担を明確化したうえで、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮し設計



※ 「地域自治区」とは、住民自治の強化や、住民の皆さんと行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度であり、現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置します。

## 4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称

### ■ 総合区の区割り

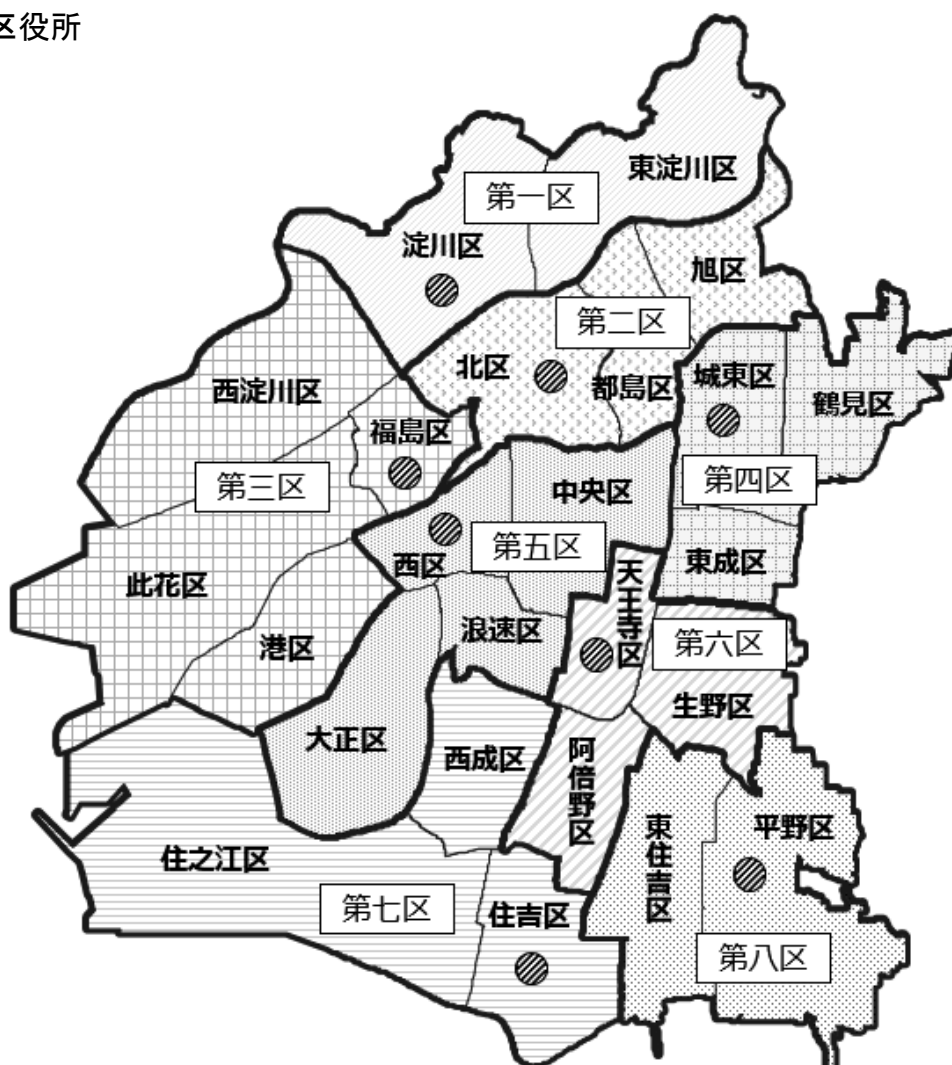
◇ 以下の5つの具体的な視点に基づき、区割りを策定しました。

- ① 各総合区における将来(Ｈ47)人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内
- ② これまでの地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる
- ③ 住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮
- ④ 工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用
- ⑤ 災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮

### ■ 総合区役所の位置及び区の名称

※本資料で示した第一区～第八区は仮称で、北に位置する区から順に番号を付けています

● 総合区役所



## ■ 総合区役所の位置選定

- ◇ 現在の区役所庁舎から、総合区の主たる事務所（総合区役所）の位置を選定しています。
- ◇ 選定に際しては、**住民からの近接性、交通の利便性、地域における中心性**を考慮すべき条件として点数化し、点数の多い区役所庁舎を優先しつつ、庁舎の面積も勘案して、総合区役所を選定しています。

| 考慮すべき条件     | 評価項目                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| ● 住民からの近接性  | 人口重心からの距離<br>(総合区内の人口が全体としてバランスのとれる地点から庁舎までの距離)         |
| ● 交通の利便性    | 総合区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間<br>(各区役所間の徒歩・電車・バスによる所要時間の平均) |
| ● 地域における中心性 | 総合区内における各区間の移動者数<br>(現在の行政区各区間での移動人数)                   |

### 《選定庁舎》

| 総合区名<br>(仮 称) | 選定庁舎  | 総合区名<br>(仮 称) | 選定庁舎   |
|---------------|-------|---------------|--------|
| 第一区           | 淀川区役所 | 第五区           | 西区役所   |
| 第二区           | 北区役所  | 第六区           | 天王寺区役所 |
| 第三区           | 福島区役所 | 第七区           | 住吉区役所  |
| 第四区           | 城東区役所 | 第八区           | 平野区役所  |

※ 総合区役所の位置は、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性があります。

現在の24区役所で担っている窓口サービス等の住民の利便性は維持します。  
現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、区役所が実施している窓口サービス等の事務は、継続して実施

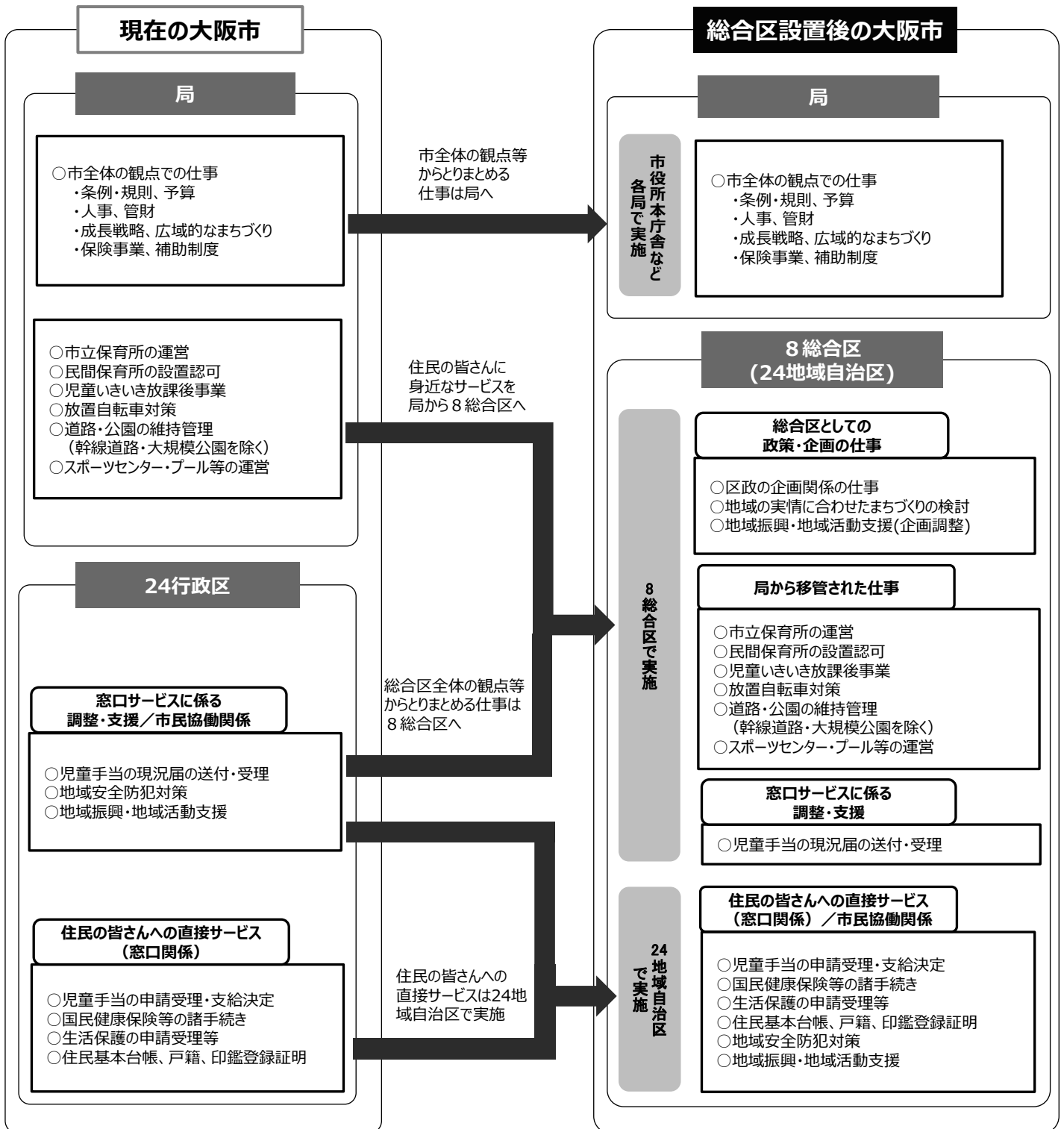
## ■ 区の名称

- ◇ 区の名称の取扱いは、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとするを基本とします。
- ◇ 総合区の設置決定後、設置する日までの間に住民等の意見を踏まえて条例で定めます。

## 5 局と総合区・地域自治区の主な事務(仕事)

### ■ 局と総合区・地域自治区の主な仕事

- ◇ 現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と、区役所が実施する仕事に分けられます。
- ◇ 総合区では、現在の区役所（保健福祉センター含む。）の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うことになります。
- ◇ なお、予算編成、条例提案等の仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。



## ■ 総合区の主な仕事と期待される効果

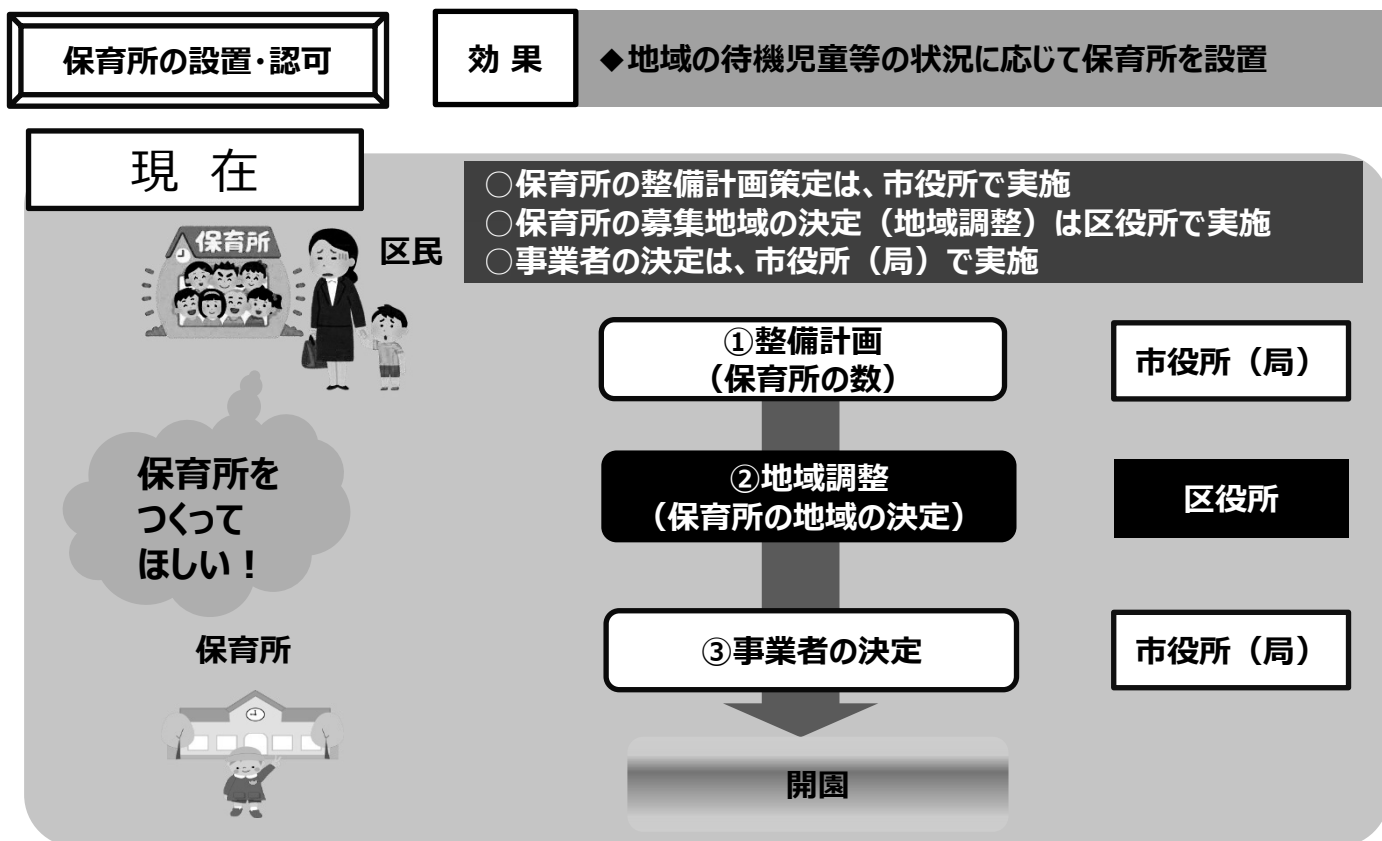
- ◇ こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の4つの分野について、総合区の主な仕事と、その期待される効果について記載しています。
- ◇ 住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していきます。

| 分野               | 総合区の仕事（主なもの）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 期待される効果                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども・<br>子育て支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>保育・子育て支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可</li> <li>・児童いきいき放課後事業</li> </ul> </li> </ul> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所の入所決定・保育料の徴収</li> <li>○児童手当・こども医療費助成の申請受理</li> <li>・審査・支給</li> </ul> </div>                                         | <b>【保育所】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童解消に向けて、区役所が中心となって、より地域の特性や実情にあった施策の実施が可能</li> </ul>                                                                                                                              |
| 福祉               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>高齢者福祉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センターの運営</li> </ul> </li> <li>○<b>生活保護</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援</li> </ul> </li> </ul> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き</li> <li>○生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談</li> </ul> </div> | <b>【老人福祉センター】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な福祉施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待</li> </ul>                                                                                                            |
| まちづくり・<br>都市基盤整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>道路・公園</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・公園の維持管理（幹線道路・大規模公園を除く）</li> </ul> </li> <li>○<b>まちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車対策</li> <li>・地域の実情に合わせたまちづくりの検討（市有地の活用方針等の検討）</li> </ul> </li> </ul>                                                           | <b>【道路・公園の維持管理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能</li> </ul> <b>【放置自転車対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等放置禁止区域の拡大や撤去回数の見直しなど、より迅速かつきめ細かい対応が可能</li> </ul> |
| 住民生活             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>住民生活</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営</li> </ul> </li> </ul> <div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等）</li> <li>○地域安全防犯対策</li> <li>○地域振興・地域活動支援</li> </ul> </div>                                                            | <b>【市民利用施設（スポーツセンター・プール等）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待</li> </ul>                                                                                             |

※ ☐ は、現在、区役所で実施している仕事

## 6 期待される効果

### ■ イメージ①



### 「保育所の設置・認可」権限の移管

【予算編成、条例提案等は市長の権限】



## ■ イメージ②

### 道路・公園の維持管理

### 効果

◆道路・公園の維持管理に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

※幹線道路・大規模公園を除く

### 現在

区民



道路の穴ぼこが危ない！  
公園の樹木が伸びすぎ！

補修



剪定



相談

相談

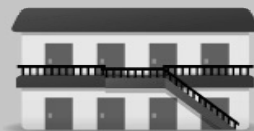
対応

区役所



連絡・意見調整

市役所(局)  
(工営所・公園事務所)



「道路・公園の維持管理」  
権限の移管

### 総合区

【予算編成、条例提案等は市長の権限】

区民



道路の穴ぼこが危ない！  
公園の樹木が伸びすぎ！

補修

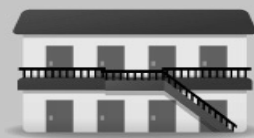


剪定



相談

総合区役所  
(工営所・公園事務所)



きめ細かく  
対応

区が  
ワンストップで  
総合的に判断

## 6 期待される効果

### ■ イメージ③

放置自転車対策

効果

◆ 放置自転車に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

現在

区民



放置自転車をもっと撤去してほしい！

撤去



要望

燃焼

対応

区役所



連絡・意見調整

市役所  
(工営所)



「放置自転車対策」  
権限の移管

総合区

【予算編成、条例提案等は市長の権限】

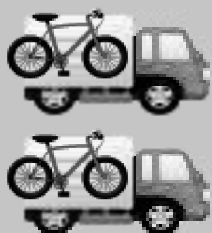
○区民からの相談から対応まで区役所で一元的に実施

区民



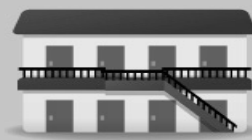
放置自転車をもっと撤去してほしい！

撤去の回数・時間帯  
の見直しなど



要望

総合区役所  
(工営所)



きめ細かく  
対応

区が  
ワンストップで  
総合的に判断

## ■ イメージ④

市民利用施設等の運営  
(スポーツセンター・プールなど)

効果

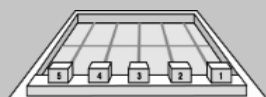
◆ 地域のニーズに応じた施設利用サービスを提供

現在

- 区民からの相談から対応まで市役所（局）で実施
- 対応にあたっては、全市的な観点で優先順位を決定

体育館の  
利用時間を  
長くしてほしい  
トイレが古くて  
使いにくい

区民



市役所

整備計画

運営計画

全市的な観点  
で優先順位を  
検討

対応の優先  
順位付け  
見直し検討

対応

施設利用  
メニューの充実

施設・設備の  
修理・補修

利用料金  
の見直し

「市民利用施設等の運営」  
権限の移管

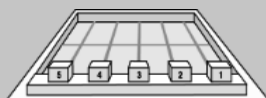
【予算編成、条例提案等は市長の権限】

総合区

- 区民からの相談から対応まで区役所で実施
- 対応にあたっては、総合区で判断

体育館の  
利用時間を  
長くしてほしい  
トイレが古くて  
使いにくい

区民



総合区役所

整備計画

運営計画

見直し検討

対応

施設利用  
メニューの充実

施設・設備の  
修理・補修

利用料金  
の見直し

総合区が  
迅速に判断

## 6 期待される効果

### ■ イメージ⑤

区民に身近な施策の充実

効果

◆総合区が地域の実情やニーズに応じて総合的に判断し、行政サービスを提供

現在

- 局が事業内容を決定するため、区民ニーズが反映されにくい。
- 区の予算や職員体制に限りがあり、区民のニーズがあっても十分に対応できない。

区民



老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい！

施設の利用時間を延長してほしい！

施設へ行く移動手段を増やしてほしい！

老人福祉センター



要望

区役所



- 事業の内容は局が決定（市役所（関係局）へ要望）
- 事業を充実する予算が足りない
- 職員体制が整わない

「区民に身近な施策を実施する」  
権限の移管

総合区

【予算編成、条例提案等は市長の権限】

- 総合区が地域の実情やニーズを踏まえて、必要なサービスを総合的に調整・検討
- 局からの事務移管や合区による予算・人員の集約化により、総合区長のマネジメントによる重点的・優先的な事業実施が可能

総合区

地域自治区

地域自治区

地域自治区

区民ニーズの高い事業に  
予算や人員を  
重点的に配分

予算・職員体制等  
スケールメリットを  
活かして事業が拡充

総合区役所



対応

区が  
総合的に判断し、  
対応を検討

より区民ニーズに合わせた行政サービスが充実

## 7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会

### ■ 住民の皆さんのご意見の反映

- ◇ 総合区素案では、現在の24区を8区に合区するものとしています。
- ◇ 一方で、住民の皆さんには合区に対して、
  - ・ 「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは…」
  - ・ 「地域の声が届かなくなるのでは…」
  - ・ 「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは…」 などの不安感があります。

### ◇ 住民の皆さんのご意見を反映する仕組みを構築

- ・ 総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、  
⇒ 「**総合区政会議**」を設置します。
- ・ 地域コミュニティを維持し、いただいたご意見を市政・区政に反映させるため、  
⇒ 「**地域自治区・地域協議会**」を設置します。

### ■ 総合区政会議、地域自治区・地域協議会の位置づけ

#### 総合区政会議

- ◆ 総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、区政運営に反映
- ◆ 現在の区政会議と同様に条例に基づく、総合区政会議を設置

#### 地域自治区・地域協議会

- ◆ 地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映
- ◆ 現在の24区単位で、設置
- ◆ 地域自治区事務所において、現在の24区役所で提供している窓口サービスを継続して実施
- ◆ 地域協議会は、地域自治区の事務などについて、市長・総合区長などから諮問を受け、あるいは、協議会として自ら意見を述べる事が可能  
※市長・総合区長等は必要に応じて適切な措置

#### 市長・総合区長・総合区政会議・地域協議会の関係

